令和5年度 市税改正のあらまし

令和5年度地方税法等の一部改正に伴う、市税に関する主な内容をお知らせします。

軽自動車税

○環境性能割の税率区分の見直し

環境性能割(自動車の取得時に燃費基準等に応じて課税されるもの)の現行の税率区分が令和5年12月末まで据え置かれ、その後、段階的に引き上げられます。

環境性能割の税率区分の例(自家用乗用車)

取得期間燃費基準等	~令和5年12月31日	令和6年1月1日 ~令和7年3月31日	令和7年4月1日 ~令和8年3月31日
電気自動車等	非課税	非課税	非課税
令和12年度基準 80%達成			
令和12年度基準 75%達成		1%	1%
令和12年度基準 70%達成	1% 2%		2%
令和12年度基準 60%達成		2%	
上記以外			

環境に配慮した燃費性能などの構造要件の基準

種別割のグリーン化特例の延長

軽自動車を購入などで新規登録した場合に、翌年度に限り税率が軽減される特例措置の 適用期限が令和8年3月末まで延長されます。

固定資産税

○大規模修繕工事を行ったマンションに係る減額措置

マンションを長寿命化するための工事を実施した場合に、固定資産税額を減額します。

【対 象】次の全てに該当するマンション

築20年以上かつ10戸以上

長寿命化工事を過去に1度以上実施している

令和5年4月1日から令和7年3月31日の間に2度目以降の長寿命化工事を完了 管理計画の認定基準以上に修繕積立金を引き上げ

管理計画の認定を取得

【措置内容】

工事が完了した年の翌年度分の、家屋に係る固定資産税を減額

○中小事業者等の機械・装置等の導入に係る特例措置

中小事業者等が、生産性向上のための一定の機械・装置等を取得した場合に、固定資産税を軽減します。

【対 象】

中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに生産性向上のための一定の機械・装置等を取得した中小事業者等 【措置内容】

- ・取得した年の翌年度から3年度分の、償却資産に係る固定資産税の軽減
- ・当該計画に賃上げ目標を盛り込んだ場合は、特例の割合・適用期間をさらに優遇